

今後の研修受講シールの取扱いについて（その2）

令和元年6月27日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

平成31年3月に研修受講シールの不正についての報道がなされたことから、研修受講シールの取扱いに関して、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び保険局医療課長連名通知を以て対策を講ずるよう指示がなされました。これに対応するため、令和元年7月1日以降の措置（受領者名簿及び研修受講シール）を、令和元年5月30日「今後の研修受講シールの取扱いについて」でお知らせしております。

その際、後日改めてお知らせすることとしておりましたが、薬剤師認定制度認証機構の認証を受けている他の薬剤師認定制度実施機関の発行する研修受講シールの取扱いについては、次のとおりとしますので、お知らせします。

薬剤師認定制度認証機構の認証を受けている他の薬剤師認定制度運営機関の発行する研修受講シールについて

当該研修受講シールは当財団への認定申請に際して当財団の研修受講シールと互換性を有するとされています。ただし、当財団の発行する研修受講シールの今後の取扱いと同等性を確保するため、令和元年7月1日以降に実施される研修会等における研修受講シールについて、次の事項が記載された証明文書を、研修受講シール1枚につき1枚発行するよう他の薬剤師認定制度運営機関に要請しています。この証明文書（正本）の添付がない場合、他の薬剤師認定制度運営機関の発行する研修受講シールは、研修単位として認められませんので、ご注意ください。なお、証明文書の用紙はA4判（縦長）です。また、この証明文書は、受講単位シールの配付時に同時に配付される場合と、後日請求することにより配付される場合とがあります。おいて、証明文書の配付については、それぞれの薬剤師認定制度運営機関へご照会ください。

①受講年月日

②受講者氏名

③受講者の薬剤師免許番号

④研修会等の名称

⑤取得単位数

⑥証明文書の発行番号、保証文言、発行年月日及び薬剤師認定制度実施機関名及び代表者名の記載並びにその印章の捺印（印影印刷の場合もあります。）